

## 暴力団員の市営住宅等の使用制限に関する協定について

### ◎協定の経緯

はじめに、協定の経緯についてであります。

全国各地の公営住宅で、暴力団員による傷害事件や不正入居、家賃滞納のほか、職員や住民に対する恫喝など様々な問題が発生しています。

本市ではこの事態を受け、市営住宅から暴力団員を排除するため、この3月市議会定例会において、能代市営住宅管理条例の一部改正を行いました。

この改正条例の実効性を担保するため、警察と緊密に連携することが不可欠であることから、必要な事項を定めた協定を締結する運びとなりました。

### ◎協定の概要

次に、協定の概要についてであります。

能代市並びに能代警察署との間で取り交わしする協定の概要は、

1つ目としましては、入居候補者等が暴力団員であるか否かを、市からの照会に対して警察署の方で確認のうえ、回答をいただくこととあります。

2つ目として、暴力団員による市営住宅の使用が判明したときに、警察署の方から市へ通知をいただくこととあります。

3つ目として、市が暴力団員を退去させる際に、市からの要請により、警察の方で必要な支援をしていただくなどの内容となっております。

(この協定に基づいて得た個人情報については、暴力団員の市営住宅使用を制限する目的以外の目的に使用しないことにしております。)

なお、この協定の施行日は、平成20年4月1日となっております。

以上でございます。